

めるところにより閲覧に供するものとする。

(価額の評価の方法)

第十五条の三 法第八条第三項の規定による広告物又は掲出物件の価額の評価は、規則で定めるところにより行うものとする。

(売却の手續)

第十五条の四 法第八条第三項の規定による広告物又は掲出物件の売却については、規則で定めるところにより行うものとする。

(公示の日から売却可能となるまでの期間)

第十五条の五 法第八条第三項各号で定める期間は、次のとおりとする。

一 法第七条第四項の規定により除却された広告物 二日

二 特に貴重な広告物又は掲出物件 三月

三 前二号に掲げる広告物又は掲出物件以外の広告物又は掲出物件 十四日
(返還の手續)

第十五条の六 知事は、規則で定めるところにより、保管した広告物又は掲出物件(法第八条第三項の規定により売却した代金を含む。)を当該広告物又は当該掲出物件の所有者等に返還するものとする。

第十六条、第十七条及び第十七条の三第一項中「広告物を掲出する物件」を「掲出物件」に改める。

第十七条の五中「美観風致」を「良好な景観を形成し、若しくは風致」に改める。

第十八条第二項及び第十九条第三項中「広告物を掲出する物件」を「掲出物件」に改める。

第二十二条第二項中「次に掲げる」を「次の」に改め、同項第一号、第二号及び第四号中「広告物を提出する物件」を「提出物件」に改める。

附則

この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第三条第一号の改正規定は、平成十七年四月一日から施行する。

参考資料

佐賀県屋外広告物条例の一部を改正する条例(案)に係る新旧対照表

改正後

(目的)

第一条 この条例は、県内の良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するため、屋外広告物法(昭和二十四年法律第百八十九号。以下「法」という。)に基づき、屋外広告物及び屋外広告物を掲出する物件について、必要な措置を定めることを目的とする。

(定義)

第二条 略

2 この条例において「屋外広告業」とは、屋外広告物(以下「広告物」という。)の表示又は広告物を掲出する物件(以下「掲出物件」という。)の設置を行う営業をいう。

(禁止区域等)

第三条 次の各号に掲げる区域及び区間においては、広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。

- 一 文化財保護法(昭和二十五年法律第百二十四号)第二十七条の規定により指定された建造物の区域並びに同法第百九条第一項及び第二項の規定により指定されたもののうち、知事が指定するものの区域

改正前

(目的)

第一条 この条例は、県内の美観風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために、屋外広告物法(昭和二十四年法律第百八十九号)に基づき、屋外広告物及び屋外広告物を掲出する物件について、必要な措置を定めることを目的とする。

(定義)

第二条 略

2 この条例において「屋外広告業」とは、屋外広告物(以下「広告物」という。)の表示又は広告物を掲出する物件の設置を行う営業をいう。

(禁止区域等)

第三条 次の各号に掲げる区域及び区間においては、広告物を表示し、又は広告物を掲出する物件を設置してはならない。

- 一 文化財保護法(昭和二十五年法律第百二十四号)第二十七条の規定により指定された建造物の区域並びに同法第六十九条第一項及び第二項の規定により指定されたもののうち、知事が指定するものの区域

二〇七略

(禁止物件等)

第四条 次の各号に掲げる物件には、
広告物を表示し、又は掲出物件を設置し
てはならない。

2 略

(許可区域等)

第五条 第三条の規定により禁止される
区域及び区間を除き、次の各号に掲げ
る区間及び区域において広告物を表示
し、又は掲出物件を設置しようとする
者は、知事の許可を受けなければなら
ない。

一〇四略

2 知事は、広告物及び掲出物件の形状、
面積、色彩、意匠その他表示の方法に
ついて良好な景観若しくは風致を著し
く害し、又は公衆の生命及び身体に危
害を及ぼすおそれがあると認められる
ものについては、前項の規定による許
可を与えてはならない。

3 許可を受けた掲出物件のうちで知事
が指定するものに、当該許可期間内に
広告物を取り替えて表示しようとする
場合においては、当該広告物が同一業
務に関するものであるときに限り、第
一項の規定にかかわらず、許可を受け
ないで表示することができる。

(適用除外)

第六条 次の各号に掲げる広告物又は掲
出物件については、第三条から前条ま

二〇七略

(禁止物件等)

第四条 次の各号に掲げる物件には、広
告物を表示し、又は広告物を掲出する
物件を設置してはならない。

2 略

(許可区域等)

第五条 第三条の規定により禁止される
区域及び区間を除き、次の各号に掲げ
る区間及び区域において広告物を表示
し、又は広告物を掲出する物件を設
置しようとする者は、知事の許可を受け
なければならない。

一〇四略

2 知事は、広告物及び広告物を掲出す
る物件の形状、面積、色彩、意匠その
他表示の方法について著しく美観風致
を害し、又は公衆の生命及び身体に危
害を及ぼすおそれがあると認められる
ものについては、前項の規定による許
可を与えてはならない。

3 許可を受けた広告物を掲出する物件
のうちで知事が指定するものに、当該
許可期間内に広告物を取り替えて表示
しようとする場合においては、当該広
告物が同一業務に関するものであると
きに限り、第一項の規定にかかわらず、
許可を受けないで表示することができ
る。

(適用除外)

第六条 次の各号に掲げる広告物又は広
告物を掲出する物件については、第三

での規定は、適用しない。
一〇十略

(許可の条件及び期間)

第七条 知事は、第五条の規定による許
可を行う場合においては、良好な景観
を形成し、若しくは風致を維持し、又
は公衆に対する危害を防止するため
に、必要な条件を付することができる。

2 略

(変更等の許可)

第八条 第五条の規定による許可を受け
た者は、当該許可に係る広告物又は掲
出物件について、改造その他の変更を
しようとするときは、知事の許可を受
けなければならない。

2 第五条の規定による許可を受けた者
が、期間満了後さらに継続して広告物
を表示し、又は掲出物件を設置しよう
とするときは、知事の許可を受けなけ
ればならない。

3 略

(許可の表示)

第九条 第五条又は前条第一項若しくは
第二項の規定により許可を受けた者
(以下「許可を受けた者」という。)は、
当該許可に係る広告物又は掲出物件
に、許可を受けたことを示す証票を付
け、又は検印を受けなければならない。

(手数料の減免)

第十一条 知事は、次の各号のいずれか
に該当する場合は、前条に規定する手

条から前条までの規定は、適用しない。
一〇十略

(許可の条件及び期間)

第七条 知事は、第五条の規定による許
可を行なう場合においては、美観風致
を維持し、又は公衆に対する危害を防
止するために、必要な条件を付するこ
とができる。

2 略

(変更等の許可)

第八条 第五条の規定による許可を受け
た者は、当該許可に係る広告物又は広
告物を掲出する物件について、改造そ
の他の変更をしようとするときは、知
事の許可を受けなければならない。

2 第五条の規定による許可を受けた者
が、期間満了後さらに継続して広告物
を表示し、又は広告物を掲出する物件
を設置しようとするときは、知事の許
可を受けなければならない。

3 略

(許可の表示)

第九条 第五条又は前条第一項若しくは
第二項の規定により許可を受けた者
(以下「許可を受けた者」という。)は、
当該許可に係る広告物又は広告物を掲
出する物件に、許可を受けたことを示
す証票を付け、又は検印を受けなけれ
ばならない。

(手数料の減免)

第十一条 知事は、次に掲げる各号の一
に該当する場合は、前条に規定する手

数料の全部を免除し、又はその一部を減額することができる。

一 袋路、小さな路地等の内に住所等があるため、当該住所等以外の場所に、自己の業務に関し広告物を表示し、又は掲出物件を設置するとき。

二 略

三 許可を受けた者が、広告物又は掲出物件の許可期間内において、当該広告物又は当該掲出物件について、その形状又は構造に変更をきたさない改造又は修理を行うとき。

四 許可を受けた者が、広告物又は掲出物件の許可期間内において、当該広告物又は当該掲出物件について、その意匠又は色彩に変更をきたさない塗装替えを行うとき。

五 略

(措置命令)

第十二条 知事は、第五条又は第八条第一項若しくは第二項の規定により許可を受けて表示された広告物若しくは設置された掲出物件又は第六条各号(第一号を除く。)の規定に該当して表示された広告物若しくは設置された掲出物件が、次の各号のいずれかに該当するに至つた場合は、当該広告物を表示し、又は当該掲出物件を設置した者に対し、良好な景観若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために、期間を定めて必要な措置(除却を除く。)を命ずることができる。

数料の全部を免除し、又はその一部を減額することができる。

一 袋路、小さな路地等の内に住所等があるため、当該住所等以外の場所に、自己の業務に関し広告物を表示し、又は広告物を掲出する物件を設置するとき。

二 略

三 許可を受けた者が、広告物又は広告物を掲出する物件の許可期間内において、当該広告物又は当該広告物を掲出する物件について、その形状又は構造に変更をきたさない改造又は修理を行なうとき。

四 許可を受けた者が、広告物又は広告物を掲出する物件の許可期間内において、当該広告物又は当該広告物を掲出する物件について、その意匠又は色彩に変更をきたさない塗装替えを行なうとき。

五 略

(措置命令)

第十二条 知事は、第五条又は第八条第一項若しくは第二項の規定により許可を受けて表示された広告物若しくは設置された広告物を掲出する物件又は第六条各号(第一号を除く。)の規定に該当して表示された広告物若しくは設置された広告物を掲出する物件が、次に掲げる各号の一に該当するに至つた場合は、当該広告物を表示し、又は当該広告物を掲出する物件を設置した者に対し、美観風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために、期間を定めて必要な措置(除却を除く。)を命

一(三) 略

(除却義務)

第十四条 次の各号のいずれかに該当する場合は、一月以内に当該広告物又は当該掲出物件を除却しなければならない。

一 略

二 第六条各号の規定に該当して表示する広告物の表示又は掲出物件の設置が必要でなくなつたとき。

三 略

2 第十七条前段に規定する広告物又は掲出物件について同条の規定による期間が経過した場合及び同条後段に規定する広告物又は掲出物件について不許可の処分があつた場合も、また、前項と同様とする。

3 略

(違反に対する措置)

第十五条 知事は、第三条から第五条まで又は前条第一項若しくは第二項の規定に違反して広告物を表示し、又は掲出物件を設置する者に対し、五日以上の期間を定めて、その期限までにこれらの除却を命ずることができる。

2 知事は、前項の規定による除却を命じようとする場合において、当該広告物を表示し、又は当該掲出物件を設置する者が過失がなく確認することができないときは、その除却を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者

ずることができる。

(除却義務)

第十四条 次に掲げる各号の一に該当する場合は、一月以内に当該広告物又は当該掲出物件を掲出する物件を除却しなければならない。

一 略

二 第六条各号の規定に該当して表示する広告物の表示又は広告物を掲出する物件の設置が必要でなくなつたとき。

三 略

2 第十七条前段に規定する広告物又は広告物を掲出する物件について同条の規定による期間が経過した場合及び同条後段に規定する広告物又は広告物を掲出する物件について不許可の処分があつた場合も、また、前項と同様とする。

3 略

(違反に対する措置)

第十五条 知事は、第三条から第五条まで又は前条第一項若しくは第二項の規定に違反して広告物を表示し、又は広告物を掲出する物件を設置する者に対し、これらの除却を命ずることができる。

2 知事は、前項の規定による除却を命じようとする場合において、当該広告物を表示し、又は当該掲出物件を設置する者が過失がなく確認することができないときは、その除却を命じた者又は委任した者に

に行わせることができる。ただし、掲出物件を売却する場合においては、五日以上の期間を定めて、その期限までにこれを売却すべき旨及びその期限までに売却しないときは、自ら又はその命じた者若しくは委任した者が売却する旨を公示するものとする。

(公示の方法等)

第十五条の二 法第八条第二項の規定による公示は、次に掲げる事項を、当該公示を始めた日から起算して十四日間(同条第三項第一号に規定する広告物にあつては、二日間)、規則で定める場所に掲示することにより行うものとする。

- 一 保管した広告物又は掲出物件の名称又は種類及び数量
 - 二 保管した広告物又は掲出物件を売却した日及び場所
 - 三 保管した広告物又は掲出物件の保管を始めた日及び保管の場所
 - 四 前三号に掲げるもののほか、保管した広告物又は掲出物件を返還するため必要と認められる事項
- 2 知事は、法第八条第三項第二号に規定する広告物又は掲出物件について、前項の規定による公示の期間が満了してもなおその広告物又は掲出物件の所有者、占有者その他当該広告物又は当該掲出物件について権原を有する者(第十五条の六において「所有者等」という。)の氏名及び住所を知ることができないときは、当該公示の要旨を佐賀県公報に掲載するものとする。
- 3 知事は、第一項各号に掲げる事項を

行なわせることができる。ただし、広告物を掲出する物件を売却する場合においては、五日以上の期間を定めて、その期限までにこれを売却すべき旨及びその期限までに売却しないときは、知事が命じた者又は委任した者が売却する旨を公示するものとする。

記載した保管物件一覧簿を、規則で定めるところにより閲覧に供するものとする。

(価額の評価の方法)

第十五条の三 法第八条第三項の規定による広告物又は掲出物件の価額の評価は、規則で定めるところにより行うものとする。

(売却の手続)

第十五条の四 法第八条第三項の規定による広告物又は掲出物件の売却については、規則で定めるところにより行うものとする。

(公示の日から売却可能となるまでの期間)

第十五条の五 法第八条第三項各号で定める期間は、次のとおりとする。

- 一 法第七条第四項の規定により除却された広告物 二日
- 二 特に貴重な広告物又は掲出物件 三月
- 三 前二号に掲げる広告物又は掲出物件以外の広告物又は掲出物件 十四日

(返還の手続)

第十五条の六 知事は、規則で定めるところにより、保管した広告物又は掲出物件(法第八条第三項の規定により売却した代金を含む。)を当該広告物又は当該掲出物件の所有者等に返還するものとする。

（処分、手続等の効力の承継）

第十六条 広告物を表示し、又は掲出物件を設置する者について変更があつた場合においては、この条例又はこの条例に基づく規則により従前のこれらの者がした手続その他の行為は、新たにこれらの者となつた者がしたものとみなし、従前のこれらの者に対してした処分、手続その他の行為は、新たにこれらの者となつた者に対してしたものとみなす。

（法律等による指定の際の救済措置）

第十七条 第三条に規定する法律の規定に基づく指定があつた際又は第三条から第五条までの規定による知事の指定があつた際、当該区域若しくは区間又は物件に現に表示されている広告物の表示又は設置されている掲出物件の設置が、第三条に規定する法律の規定に基づく指定又は第三条から第五条までの規定による知事の指定のあつた日の前日において適法になされてきたもので、当該指定により違法となるものについては、当該指定の日から一年間（この条例の規定による許可を受けていたものにあつては、当該許可の期間）は、第三条から第五条までの規定にかかわらず、当該広告物を表示し、又は当該掲出物件を設置することができる。この場合において、当該指定の日から一年以内に許可の申請があつた場合に限り、その期間が経過しても当該申請に対する処分がある日までは、当該広告物を表示し、又は当該掲出物件を設置することができる。

（処分、手続等の効力の承継）

第十六条 広告物を表示し、又は広告物を掲出する物件を設置する者について変更があつた場合においては、この条例又はこの条例に基づく規則により従前のこれらの者がした手続その他の行為は、新たにこれらの者となつた者がしたものとみなし、従前のこれらの者に対してした処分、手続その他の行為は、新たにこれらの者となつた者に対してしたものとみなす。

（法律等による指定の際の救済措置）

第十七条 第三条に規定する法律の規定に基づく指定があつた際又は第三条から第五条までの規定による知事の指定があつた際、当該区域若しくは区間又は物件に現に表示されている広告物の表示又は設置されている掲出物件の設置が、第三条に規定する法律の規定に基づく指定又は第三条から第五条までの規定による知事の指定のあつた日の前日において適法になされてきたもので、当該指定により違法となるものについては、当該指定の日から一年間（この条例の規定による許可を受けていたものにあつては、当該許可の期間）は、第三条から第五条までの規定にかかわらず、当該広告物を表示し、又は当該掲出物件を設置することができる。この場合において、当該指定の日から一年以内に許可の申請があつた場合に限り、その期間が経過しても当該申請に対する処分がある日までは、当該広告物を表示し、又は当該掲出物件を設置することができる。

（講習会）

第十七条の三 知事は、広告物の表示及び掲出物件の設置に必要知識を修得させることを目的とする講習会（以下「講習会」という。）を開催しなければならぬ。

2 略

（屋外広告業を営む者に対する指導、助言及び勧告）

第十七条の五 知事は、屋外広告業を営む者に対し、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要な指導、助言及び勧告を行うことができる。

（審議会）

第十八条 略

2 審議会は、知事の諮問に応じて広告物及び掲出物件に関する重要な事項を調査審議するとともに、必要があると認めるときは、広告物及び掲出物件に関する事項について、知事に建議することができる。

第十九条 略

3 前二項の規定にかかわらず、知事は、一定の地域、物件等における広告物又は掲出物件について審議会が調査審議する必要があると認めるときは、別に任期を定めて委員を任命することができる。

を設置することができる。

（講習会）

第十七条の三 知事は、広告物の表示及び広告物を掲出する物件の設置に必要知識を修得させることを目的とする講習会（以下「講習会」という。）を開催しなければならない。

2 略

（屋外広告業を営む者に対する指導、助言及び勧告）

第十七条の五 知事は、屋外広告業を営む者に対し、美観風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要な指導、助言及び勧告を行うことができる。

（審議会）

第十八条 略

2 審議会は、知事の諮問に応じて広告物及び広告物を掲出する物件に関する重要な事項を調査審議するとともに、必要があると認めるときは、広告物及び広告物を掲出する物件に関する事項について、知事に建議することができる。

第十九条 略

3 前二項の規定にかかわらず、知事は、一定の地域、物件等における広告物又は掲出物件について審議会が調査審議する必要があると認めるときは、別に任期を定めて委員を任命することができる。

<p>(罰則) 第二十二條 略</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。 一 第三条から第五条までの規定に違反して広告物を表示し、又は掲出物件を設置した者 二 第八条第一項の規定に違反して広告物又は掲出物件の改造その他の変更をした者 三 略 四 第十四条第一項又は第二項の規定に違反して広告物又は掲出物件を除却しなかつた者 五 七略</p>	<p>(罰則) 第二十二條 略</p> <p>2 次に掲げる各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。 一 第三条から第五条までの規定に違反して広告物を表示し、又は広告物を掲出する物件を設置した者 二 第八条第一項の規定に違反して広告物又は広告物を掲出する物件の改造その他の変更をした者 三 略 四 第十四条第一項又は第二項の規定に違反して広告物又は広告物を掲出する物件を除却しなかつた者 五 七略</p>
--	---

佐賀県漁港管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成十六年十二月十七日

佐賀県知事 古 川 康

●佐賀県条例第五十号

佐賀県漁港管理条例の一部を改正する条例

佐賀県漁港管理条例（昭和四十八年佐賀県条例第十六号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

（占用料に関する特例）

3 平成十七年一月一日から平成十九年三月三十一日までの間は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の規定に基づく市町村の合併（市町村の合併の特例に関する法律（昭和四十年法律第六号）の適用を受けるものに限る。以下「合併」という。）により市の区域となつた漁港施設用地その他の漁港施設（水域施設及び道路を除く。）に、広告塔、看板、電柱（その支柱又は支線を含む。）その他これらに類するもの及び電線、水道管、ガス管等の地下埋設物を設置する場合第一の規定の適用については、同表中「に定める単位及び額」とあるのは、「及び同条例附則第二項の規定の例」とし、合併によ

<p>設（水域施設及び道路を除く。）に、広告塔、看板、電柱（その支柱又は支線を含む。）その他これらに類するもの及び電線、水道管、ガス管等の地下埋設物を設置する場合第一の規定の適用については、同表中「に定める単位及び額」とあるのは、「及び同条例附則第二項の規定の例」とし、合併により市の区域となつた道路に対する同表の規定の適用については、同表中「に定める区分、単位及び額」とあるのは、「別表及び同条例附則第二項の規定の例」とする。</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、平成十七年一月一日から施行する。</p> <p>参考資料 佐賀県漁港管理条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表</p>	<table border="1"> <tr> <td style="text-align: center;">改 正 後</td> <td style="text-align: center;">改 正 前</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">附 則</td> <td style="text-align: center;">附 則</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1・2 略</td> <td style="text-align: center;">1・2 略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">（占用料に関する特例）</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3 平成十七年一月一日から平成十九年三月三十一日までの間は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の規定に基づく市町村の合併（市町村の合併の特例に関する法律（昭和四十年法律第六号）の適用を受けるものに限る。以下「合併」という。）により市の区域となつた漁港施設用地その他の漁港施設（水域施設及び道路を除く。）に、広告塔、看板、電柱（その支柱又は支線を含む。）その他これらに類するもの及び電線、水道管、ガス管等の地下埋設物を設置する場合第一の規定の適用については、同表中「に定める単位及び額」とあるのは、「及び同条例附則第二項の規定の例」とし、合併によ</td> <td></td> </tr> </table>	改 正 後	改 正 前	附 則	附 則	1・2 略	1・2 略	（占用料に関する特例）		3 平成十七年一月一日から平成十九年三月三十一日までの間は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の規定に基づく市町村の合併（市町村の合併の特例に関する法律（昭和四十年法律第六号）の適用を受けるものに限る。以下「合併」という。）により市の区域となつた漁港施設用地その他の漁港施設（水域施設及び道路を除く。）に、広告塔、看板、電柱（その支柱又は支線を含む。）その他これらに類するもの及び電線、水道管、ガス管等の地下埋設物を設置する場合第一の規定の適用については、同表中「に定める単位及び額」とあるのは、「及び同条例附則第二項の規定の例」とし、合併によ	
改 正 後	改 正 前										
附 則	附 則										
1・2 略	1・2 略										
（占用料に関する特例）											
3 平成十七年一月一日から平成十九年三月三十一日までの間は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の規定に基づく市町村の合併（市町村の合併の特例に関する法律（昭和四十年法律第六号）の適用を受けるものに限る。以下「合併」という。）により市の区域となつた漁港施設用地その他の漁港施設（水域施設及び道路を除く。）に、広告塔、看板、電柱（その支柱又は支線を含む。）その他これらに類するもの及び電線、水道管、ガス管等の地下埋設物を設置する場合第一の規定の適用については、同表中「に定める単位及び額」とあるのは、「及び同条例附則第二項の規定の例」とし、合併によ											

り市の区域となつた道路に対する同表の規定の適用については、同表中「に定める区分、単位及び額」とあるのは、「別表及び同条例附則第二項の規定の例」とする。

佐賀県流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十六年十二月十七日

佐賀県知事 古川 康

●佐賀県条例第五十一号

佐賀県流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例

佐賀県流水占用料等徴収条例(平成十二年佐賀県条例第二十一号)の一部を

次のように改正する。

附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の一項を加える。

(占用料に関する特例)

2 平成十七年一月一日以後に、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の規定に基づく市町村の合併(市町村の合併の特例に関する法律(昭和四十年法律第六号)の適用を受けるものに限る。以下「合併」という。)により市の区域となつた区域のうち、合併が行われた日の前日において町及び村の区域であつた区域の占用料の額については、別表第三の備考の一の規定にかかわらず、平成十九年三月三十一日までの間、同表の乙地域の額を適用するものとする。

附 則

この条例は、平成十七年一月一日から施行する。

参考資料

佐賀県流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成十二年四月一日から施行する。</p> <p>(占用料に関する特例)</p> <p>2 平成十七年一月一日以後に、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の規定に基づく市町村の合併(市町村の合併の特例に関する法律(昭和四十年法律第六号)の適用を受けるものに限る。以下「合併」という。)により市の区域となつた区域のうち、合併が行われた日の前日において町及び村の区域であつた区域の占用料の額については、別表第三の備考の一の規定にかかわらず、平成十九年三月三十一日までの間、同表の乙地域の額を適用するものとする。</p>	<p>附 則</p> <p>この条例は、平成十二年四月一日から施行する。</p>

佐賀県砂防法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十六年十二月十七日

佐賀県知事 古川 康

●佐賀県条例第五十二号

佐賀県砂防法施行条例の一部を改正する条例

佐賀県砂防法施行条例(平成十五年佐賀県条例第二十六号)の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

(占用料に関する特例)

3 平成十七年一月一日以後に、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の規定に基づく市町村の合併(市町村の合併の特例に関する法律(昭和四十年法律第六号)の適用を受けるものに限る。以下「合併」という。)により市の区域となった区域のうち、合併が行われた日の前日において町及び村の区域であった区域の占用料の額については、別表第一の備考の一の規定にかかわらず、平成十九年三月三十一日までの間、同表の乙地域の額を適用するものとする。

附 則

この条例は、平成十七年一月一日から施行する。

参考資料

佐賀県砂防法施行条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>1・2 略</p> <p>(占用料に関する特例)</p> <p>3 平成十七年一月一日以後に、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の規定に基づく市町村の合併(市町村の合併の特例に関する法律(昭和四十年法律第六号)の適用を受けるものに限る。以下「合併」という。)により市の区域となった区域のうち、合併が行われた日の前日において町及び村の区域であった区域の占用料の額については、別表第一の備考の一の規定にかかわらず、平成十九年三月三十一日までの間、同表の乙地域の額を適用するものとする。</p>	<p>1・2 略</p> <p>附 則</p>

佐賀県道路占用料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十六年十二月十七日

佐賀県知事 古 川 康

●佐賀県条例第五十三号

佐賀県道路占用料条例の一部を改正する条例

佐賀県道路占用料条例(昭和二十八年佐賀県条例第二十五号)の一部を次のように改正する。

第三条第二号中「日本鉄道建設公団」を「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構」に改める。

附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の一項を加える。

(占用料に関する特例)

2 平成十七年一月一日以後に、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の規定に基づく市町村の合併(市町村の合併の特例に関する法律(昭和四十年法律第六号)の適用を受けるものに限る。以下「合併」という。)により市の区域となった区域のうち、合併が行われた日の前日において町及び村の区域であった区域の占用料の額については、別表の備考の一の規定にかかわらず、平成十九年三月三十一日までの間、同表の乙地の額を適用するものとする。

附 則

この条例は、平成十七年一月一日から施行する。ただし、第三条第二号の改正規定は、公布の日から施行する。

参考資料

佐賀県道路占用料条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

改正後

(占用料の額の特例)

第三条 知事は、次の各号に掲げる占用物件に係るものについて、特に必要があると認めるときは、前条の規定にかかわらず、同条に規定する額の範囲内において別に占用料の額を定め、又は占用料を徴収しないことができる。

一 略

二 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が建設し、又は災害復旧工事を行う鉄道施設及び鉄道事業法(昭和六十一年法律第九十二号)による鉄道事業者がその鉄道事業で一般の需要に応ずるもの用に供する施設

三 五 略

附則

(施行期日)

1 | この条例は、公布の日から施行する。

(占用料に関する特例)

2 | 平成十七年一月一日以後に、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の規定に基づく市町村の合併(市町村の合併の特例に関する法律(昭和四十年法律第六号)の適用を受けるものに限る。以下「合併」という。)により市の区域となつた区域のうち、合併が行われた日の前日において町及び村の区域であつた区域の占用料の額については、別表の備考の一の規定にかかわらず、平成十九年三月三十一日までの間、同表の乙地の額を適用するものとする。

改正前

(占用料の額の特例)

第三条 知事は、次の各号に掲げる占用物件に係るものについて、特に必要があると認めるときは、前条の規定にかかわらず、同条に規定する額の範囲内において別に占用料の額を定め、又は占用料を徴収しないことができる。

一 略

二 日本鉄道建設公団が建設し、又は災害復旧工事を行う鉄道施設及び鉄道事業法(昭和六十一年法律第九十二号)による鉄道事業者がその鉄道事業で一般の需要に応ずるもの用に供する施設

三 五 略

附則

この条例は、公布の日から施行する。

佐賀県港湾管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十六年十二月十七日

佐賀県知事 古川 康

●佐賀県条例第五十四号

佐賀県港湾管理条例の一部を改正する条例

佐賀県港湾管理条例(昭和四十七年佐賀県条例第三十六号)の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

(使用料に関する特例)

5 平成十七年一月一日から平成十九年三月三十一日までの間は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の規定に基づく市町村の合併(市町村の合併の特例に関する法律(昭和四十年法律第六号)の適用を受けるものに限る。)により市の区域となつた港湾施設用地を、電柱、鉄柱、広告塔その他これらに類するものの敷設用地又は地下埋設物の敷設用地として使用する場合は別表第一の規定の適用については、同表中「に定める単位及び額」とあるのは、「及び同条例附則第二項の規定の例」とする。

附則

この条例は、平成十七年一月一日から施行する。

参考資料

佐賀県港湾管理条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

改正後

附則

1 4 略

(使用料に関する特例)

5 | 平成十七年一月一日から平成十九年三月三十一日までの間は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の規

改正前

附則

1 4 略

定(昭和二十二年法律第六十七号)の規定

定に基づく市町村の合併（市町村の合併の特例に関する法律（昭和四十年法律第六号）の適用を受けるものに限る。）により市の区域となつた港湾施設用地を、電柱、鉄柱、広告塔その他これらに類するものの敷設用地又は地下埋設物の敷設用地として使用する場合は、別表第一の規定の適用については、同表中「に定める単位及び額」とあるのは、「及び同条例附則第二項の規定の例」とする。

地方自治法の改正に伴う佐賀県条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成十六年十二月十七日

佐賀県知事 古川 康

●佐賀県条例第五十五号

地方自治法の改正に伴う佐賀県条例の整理に関する条例

（佐賀県情報公開条例の一部改正）

第一条 佐賀県情報公開条例（昭和六十二年佐賀県条例第十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「地方労働委員会」を「労働委員会」に改める。

（佐賀県個人情報保護条例の一部改正）

第二条 佐賀県個人情報保護条例（平成十三年佐賀県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「地方労働委員会」を「労働委員会」に改める。

（佐賀県職員定数条例の一部改正）

第三条 佐賀県職員定数条例（昭和二十四年佐賀県条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第五号及び第三条中「地方労働委員会」を「労働委員会」に改める。

（佐賀県特別職の職員及び教育長の給与等に関する条例の一部改正）
 第四条 佐賀県特別職の職員及び教育長の給与等に関する条例（昭和二十八年佐賀県条例第七号）の一部を次のように改正する。

第一条第七号を次のように改める。

七 労働委員会委員

別表第二中「地方労働委員会」を「労働委員会」に改める。

別表第三中「地方労働委員会委員」を「労働委員会委員」に改める。

附 則

この条例は、平成十七年一月一日から施行する。

参考資料

第一条（佐賀県情報公開条例の一部改正）に係る新旧対照表

改正後	改正前
<p>（定義） 第二条 この条例において「実施機関」とは、知事、議会、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、警察本部長、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会をいう。</p> <p>2・3 略</p>	<p>（定義） 第二条 この条例において「実施機関」とは、知事、議会、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、警察本部長、地方労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会をいう。</p> <p>2・3 略</p>

改正後	改正前
<p>第二条（佐賀県個人情報保護条例の一部改正）に係る新旧対照表</p> <p>（定義） 第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 略</p> <p>二 実施機関 知事、議会、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会をいう。</p> <p>三〇五 略</p>	<p>（定義） 第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 略</p> <p>二 実施機関 知事、議会、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、地方労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会をいう。</p> <p>三〇五 略</p>

第三条 (佐賀県職員定数条例の一部改正) に係る新旧対照表

改 正 後	<p>(職員の定数)</p> <p>第二条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 四 略</p> <p>五 労働委員会の事務局の職員 一五人</p> <p>六 十 略</p>
改 正 前	<p>(職員の定数)</p> <p>第二条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 四 略</p> <p>五 地方労働委員会の事務局の職員 一五人</p> <p>六 十 略</p>

第四条 (佐賀県特別職の職員及び教育長の給与等に関する条例の一部改正) に係る新旧対照表

改 正 後	<p>(目的及び適用範囲)</p> <p>第一条 この条例は、次に掲げる職員(以下「特別職の職員」という。)の受ける給与並びに旅費及び費用弁償として受ける旅費並びに教育長の給与、旅費、勤務時間その他の勤務条件について定めることを目的とする。</p> <p>一 六 略</p> <p>七 労働委員会委員 八 十六 略</p>
改 正 前	<p>(目的及び適用範囲)</p> <p>第一条 この条例は、次に掲げる職員(以下「特別職の職員」という。)の受ける給与並びに旅費及び費用弁償として受ける旅費並びに教育長の給与、旅費、勤務時間その他の勤務条件について定めることを目的とする。</p> <p>一 六 略</p> <p>七 地方労働委員会委員 八 十六 略</p>

別表第二 (第四条関係) 非常勤の職員の報酬表

職名	略	報酬の額(円)
会長	略	月額 二〇九、〇〇〇
公益委員	略	月額 一八四、〇〇〇
使用者委員	略	月額 一六四、〇〇〇

別表第二 (第四条関係) 非常勤の職員の報酬表

職名	略	報酬の額(円)
会長	略	月額 二〇九、〇〇〇
公益委員	略	月額 一八四、〇〇〇
使用者委員	略	月額 一六四、〇〇〇

備考	略	労働者委員	月額 一六四、〇〇〇
	略	略	略
別表第三 (第七条関係) 旅費及び費用弁償額表			
備考	略	労働者委員	月額 一六四、〇〇〇
略	略	略	略
別表第三 (第七条関係) 旅費及び費用弁償額表			
備考	略	労働者委員	月額 一六四、〇〇〇
略	略	略	略

購読料 一か年二八、八〇〇円（送料共）
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十六年十二月十七日印刷及び発行
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日
印刷所 西部印刷企画（株）